

甲府法人会たより



新緑と富士山(富士河口湖町)

めざします。企業の繁栄と社会への貢献



平成30年4月

第138号

題字 芦澤会長

主な内容

巻頭役員寄稿

法律相談Q&A

税務相談Q&A

法人会
消費税期限内納付
推進運動

第13回 法人会全国女性フォーラム(山梨大会)
開催日：平成30年4月12日(木) 開催会場：アイメッセ山梨

巻頭役員寄稿

「法人会全国女性フォーラム」
にあたって



甲府法人会 女性部会
部会長 深澤 由美子

皆様 こんにちは。女性部会長を仰せつかっております深澤と申します。私がこの任に着きました時には既に「法人会全国女性フォーラム」のホストをすることは分かっておりますが、だんだん日が近づくにつれて、何と大変な事なのかと実感しております。

開催日は平成30年4月12日、この号が皆様のお手元に届くころでしょう。

甲府法人会女性部会の担当は式典と講演会ですので、一年以上前から講師の選定を致しました。今回の講師は元NHKの「小さな旅」でおなじみのフリーアナウンサー 国井雅比古さんをお願いをし、「小さな旅と私」～人との出会いと発見～というテーマでお話を頂きます。

山梨で開催の女性フォーラムはテーマを「輝こう！名峰富士のもと、今を創る女性の力」と致しましたので、旅を通して出会ったバイタリティ溢れる女性たちのお話しをして頂けるものと思います。

今が無ければ過去も未来もありません。まずは今を充実してしっかり生きること。今、充実した事業運営をすることが明日の会社の発展を生むことと考えます。女性は男性より現実的とよく言われます。夢を追う経営者をサポートするのが、女性の得意とするところです。女性フォーラムの準備に直接関わっている、サポートする力だけでなく、事業を前進させる力も湧いてきます。

女性フォーラムには全国から

1600名の女性経営者が集まります。式典や懇親会を通して全国の組織や活動を知ることが出来ますが、なんとと言っても多くの方々と言葉を交わすことにより、学びや得るものが多くあると期待しております。

こうして準備して感じてきた事の一つに、女性フォーラムには経済効果がとてもあるということ。大勢の女性が来県するわけですから、観光・宿泊・お土産と1億円以上の経済効果があるとも言われております。そんな情報を甲府市の商店街にお知らせできていますだろうか？せっかくあちこちを観光して下さっている全国の法人会の女性会員の皆様を気持ち良くお持てなして、沢山買い物をして頂けるだろうか？と観光PRに思いを馳せております。

そんな折、テレビで「日本中で一番インド料理の多い地域はどこ？」というクイズが出されました。答えは「甲府市が全国で一番インド料理店（カレー）が多い」とのこと。理由はインド人が最も多い都市とのこと。そしてインド人へのインタビュー調査が素晴らしいものでした。山梨は水晶の町で研磨業が盛んですが、現在アントワープに次ぐ宝石の町として世界中の脚光を浴びているとのこと。今まではインドか

らの原石を山梨の宝石商に販売する目的でしたが、昨今は其の研磨の技術で作る指輪やアクセサリーのデザインが世界で評価され、インドの宝石商が山梨に事業の拠点を設け「メイドイン・甲府」という名前で付加価値をつけ世界に販売しているのだそうです。インド産として販売するよりはるかにメリットがあるとお話ししました。

そうです！山梨には1000社以上の宝飾に関わる企業があり、宝飾の町です。でもクイズの回答者は残念なことになたも山梨が宝飾の町であることをご存じありませんでした。

例えば「スイス」といえば「時計」と誰もが思い浮かべるように、「宝飾の町甲府」「ワインなら山梨」「印伝」「信玄餅」「ほうとう」「鳥もつ」と県産品をたくさん知って頂き、山梨を一層身近に感じて頂ける良い機会にこの女性フォーラムがなることを願っております。

最後になりますが、今回の女性フォーラム開催に際し団結してがんばって下さった女性部会員の皆様はもとより親会の皆様、青年部会の皆様、事務局の皆様、関係各位の方々へのご協力とご指導に感謝申し上げます。

(熊野屋物産株式会社 代表取締役社長)

新春講演会と新年賀詞交歓会を開催

一月十六日、甲府富士屋ホテルにおいて、山梨県法人会連合会と共催の新年賀詞交歓会を開催し、後藤山梨県知事をはじめ、税務当局、甲府法人会管内の市長、経済団体など多数の来賓のご臨席をいただきました。

総勢300名を超える出席者の皆様は、情報交換や交流を深めながら、法人会や会員企業の発展を誓い合いました。



年頭のあいさつをする芦澤会長

また、賀詞交歓会に先立って、山梨県法人会連合会主催の新春講演会が開催され、当会からも多くの会員の皆様が参加しました。講師は、テレビやラジオなどでおなじみの精神科医で立教大学現代心理学部映像身体学科教授の香山リカ氏が「新しい年のストレスを減らす生き方」と題し、心の健康の大切さなどを語られ、大変有意義な講演会となりました。



後藤 知事の祝辞



講演する香山リカ氏



内藤 韮崎市長の祝辞



多田 東京国税局課税第二部長の祝辞

法人税申告書
作成セミナー

『法人税申告書作成セミナー』を三月十四日、アピオ甲府において開催しました。講師は甲府税務署の齊藤上席調査官が担当し、二十名が受講しました。

研修は法人税確定申告書作成において注意すべき事項を中心に申告書作成に関する基礎的事項から申告書の記載方法について、演習問題を混じえながら行いました。セミナー終了後、熱心に質問する参加者もみられました。



平成二十九年度の「源泉部会講習会」を閉講

二十五名に修了証書を授与

平成二十九年度の「源泉部会講習会」は一月二十四日と二十六日の最終講義をもって、昨年六月にスタートした全六回の日程が終了しました。初級講座・上級講座ともに六回全てに出席いただいた参加者の皆様に修了証書と記念品を贈呈しました。

平成三十年度も同講習会を六月からスタートする予定です。源泉所得税の基本を学ぶ初級講座と、事務手続きで誤りの多い点などの



修了証書を贈呈する内田源泉部会副部会長(左)

事例問題を中心とした上級講座の2つの講座に分けて講習します。源泉徴収事務の経験の浅い方、さらに詳しく勉強したい方、それぞれ選択して受講可能です。

講習は甲府税務署の源泉所得税担当官が詳しく説明します。講習の際は、税務一般についての質問をすることもできますので、どうぞお気軽にご参加ください。多くの方々に受講していただきますようお願いをしております。



修了証書を贈呈する輿水源泉部会世話人(左)

女性部会員から 寄せられた浄財を寄託

社会貢献の一環として女性部会では、年間を通じて行事開催の際に募金活動を行い、部会員から多くの浄財が寄せられました。寄せられた浄財は三月二十日に深澤女性部会長、岸本監事がテレビ山梨を訪問して、一般財団法人テレビ山梨厚生文化事業団(金丸康信理事長)に寄託しました。



金丸理事長(左)に浄財を渡す深澤女性部会長(右)と岸本監事(中央)

県内の青年部会 合同研修会に参加

山梨県内の青年部会合同の研修会が、三月十二日、古名屋ホテルにおいて開催され、当会青年部会からも22名が参加しました。

講師には、恵林寺のご住職、古川周賢老大師をお招きし、「武田信玄と禅」と題し、禅の教えや武田信玄の旗印である風林火山の知られざる言葉などをお話しいただきました。

研修終了後には懇親会を開催し、青年部会が力を入れている租税教育活動などについての情報交換や交流を深めました。



恵林寺 住職 古川周賢 老大師

法律相談

民法（相続関係）の

改正に関する要綱案



古屋法律会計事務所

弁護士 古屋 俊仁

Q

相続に関して民法が改正されるようですが、どのように改正されるのでしょうか。

A

1. 〈配偶者居住権の新設〉

配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用を認めることを内容とする法定の権利（配偶者居住権）を新設し、遺産分割において配偶者に配偶者居住権を取得させることができることとするほか、被相続人が遺言等によって配偶者に配偶者居住権を取得させることができることとする。

（解説）これにより、配偶者は、遺産分割においてその居住建物の所有権を取得するよりも低廉な価格で配偶者居住権を取得することが可能になるので、居住用建物以外の遺産、例えば預金等についてより多くを取得

2. 〈持戻し免除の意思表示の推定規定の新設〉

婚姻期間が20年以上である夫婦の一方配偶者が、他方配偶者に対し、その居住用建物又はその敷地（居住用不動産）を遺贈又は贈与した場合については、民法903条3項の持戻し免除の意思表示があったものと推定し、遺産分割においては、原則として当該居住用不動産の持戻し計算を不要とする。

（解説）これにより、当該居住用不動産の価額を特別受益として扱わずに計算することができる。現行法上、相続人に対して遺贈や生前贈与があつた場合、各相続人の具体的相続分（実際の取り分）を算定するに当たっては、相続人に対する生前贈与された財産を相続財産とみなした上で、相続人が贈与又は遺贈によって取得した財産（特別受益）については、当該相続人の法定相続分の額からその財産の価額を控除するとされている。その結果、居住用財産の生前贈与又は遺贈を受けても、他の遺産の分割に際しては、生前贈与又は遺贈を受けた相続人の他の遺産に対する実際の相続分は、生前贈与又は遺贈を受けた財産の価額を控除して計算されることになり、結局は贈与等があつても、配偶者の最終的な取得額は贈与等がなかった場合とあまり変わらないことになってしまう。現行法でも、被相続人が特別受益の持戻し免除の意思表示をした場合には、特別受益の持戻し計算をする必要がなくなるので、贈与等を受けた配偶者はより多くの財産を最終的に取得することができることとなつてい

3. 〈自筆証書遺言の方式の緩和〉

現行の自筆証書遺言の方式を緩和し、全文の自書を要求している点を見直し、自筆証書遺言に添付する財産目録については自書でなくてもよ

いものとする。

（解説）たくさん財産をも自書で記載することが自筆証書遺言の要件となつているため、自筆証書遺言を作成することが困難であるとされてきた。財産目録については登記事項証明書や通帳のコピーの添付でもよいとされ、自筆証書遺言が作成しやすくなる。

4. 〈遺留分制度に関する見直し〉

（1）現行法は、遺留分減殺請求権の行使によって物権的效果が生じ財産に対する持分を遺留分権利者は取得するとしているがこれを見直し、遺留分に関する権利の行使によって遺留分侵害額に相当する金銭債権が生ずることとする。

（2）遺留分権利者から金銭請求を受けた受遺者又は受贈者が、金銭を直ちに準備できない場合には、受遺者等は、裁判所に対し、金銭債務の全部又は一部の支払につき期限の猶予を求めることができる。

（解説）現行法上では、減殺請求の結果、遺贈又は贈与された財産が受遺者と遺留分権利者の共有となる場合が多いが、このため円滑な事業承継が困難となり、共有物の分割で新たな紛争が生じることが多かったが、この改正で、共有状態はなくなり円滑な事業承継が可能となる。

5. 以上が改正の主たるものですが、平成30年6月20日までの通常国会にこの法案が提出される予定になって

います。極めて重要な改正ですので、ここで紹介することにしました。

税務相談

事業承継税制の改正について



東京地方税理士会 甲府支部

税理士 小林 正幸

平成30年度税制改正において、事業承継税制の抜本的な改革が行われたと聞きました。詳しく教えてください。

A 中小企業経営者の高齢化が進んでいる現状を踏まえ、今後10年間で集中的に代替わりを進めるため、時限措置として「事業承継税制の特例」が創設されました。これまでネックとなっていた様々な条件について見直しが行われ、非常に使い勝手が良い制度となっています。なお、本稿は平成30年3月上旬の情報に基づいていることをご承知おきください。

事業承継税制は、中小企業の代替わりを進める上で問題となることが多い自社株について、円滑な承継を進めるために相続税や贈与税に関する特別な取り扱いを認めようという制度です。したがって今回改

正された「事業承継税制の特例」は、次のような経営者の方が検討すべき制度となります。

- (1) 現経営者が今後10年以内のりタイアを考えている
- (2) 自社株の評価額が高いため、将来の相続税が心配である
- (3) 親族内・親族外を問わず、後継者（候補）がいる

もともと事業承継税制は平成21年度に経営承継の円滑化を目的として創設されたものですが、実務的なハードルが高く、適用を受ける企業は限られていました。今回の特例創設により、まさに抜本的な改革が行われています。従来に比べて使い勝手が良くなった部分は次のとお

りです。

- (1) 中小企業が事業承継を行う際に、基本的には自社株について贈与税と相続税が一切かからない仕組みに改正された
- (2) 最大のネックであった雇用維持要件（5年間平均で80%の雇用者数維持）が実質的に撤廃された
- (3) 現経営者から後継者に贈与される自社株だけでなく、第三者を含む複数の株主からの贈与も対象とされた

株主の状況や抱えている問題点は各社それぞれであるため「それで、具体的に当社の場合は何？」という質問にお答えするには紙面が不足してしまいますが、今回の特例創設によって多様なケースで柔軟な対応が可能になったことは確かです。なお、この制度の適用を受けるためには認定経営革新等支援機関の指導・助言を受けた「特例承継計画（A4で2枚程度のもの）」を都道府県に提出し、認定を受ける必要があります。「事業承継税制の特例」は10年間の時限立法ですが、特例承継計画の提出期限は平成35年3月31日までの5年間とされています。

最後に、この制度についてこれまでに受けた質問とそれに対する返答をまとめておきます。

(1) 事業承継はまだ先で、後継者が変わるかもしれないが？

いずれ来るその日のために、まずは承継計画を作成するところから始めましょう。後継者が当初と変わっても、計画を再提出すれば大丈夫です。誰に相談すればいい？

(2) 上記のとおり、認定経営革新等支援機関の指導・助言を受けた承継計画の提出が必要です。税理士や商工会・金融機関など、認定を受けた経営革新等支援機関にご相談ください。

(3) 創業者メリットが欲しいのだが？

役員退職金や社屋の家賃収入等では不十分でしょうか。そもそもこの制度は相続税等が心配な経営者のための制度でもあります。あまりに多くの創業者メリットを享受するのは、結局違う形での相続対策が必要となる可能性が高いと考えます。

どんなカリスマ経営者でも、いつかは寿命を迎えます。「やめた後に何をすれば良いかわからない」と心配する声もお伺いしましたが、それも含めて承継計画を作成されてはいかがでしょうか。事業承継には時間がかかります。早めの着手をご検討ください。

ネット媒体にない

新聞の魅力

日刊工業産業研究所

所長 岡田直樹



4月6日は何の日かご存じだろうか。4と6の語呂合わせが「よむ」にちなみ、日本新聞協会は2003年、「新聞をヨム日」に制定した。進学や就職で住居を移す人が多い時期とも重なり、毎年4月6日から1週間を春の新聞週間としている。秋の新聞週間とあわせ年2回、「この機会に新聞を読み始めませんか」と全国各地で読紙を配布する街頭キャンペーンやピーアールイベントなどを行っている。

一世帯当たりの購読部数は2008年から1部を下回り、減少に歯止めがかからない。若者を中心に活字離れが進んでいるのが主因なのは言うまでもない。「若者のクルマ離れ」にも似たようなことがいえようが、消費の多様化や購買力の低下も影響しているようだ。筆者の娘夫婦も新聞を自宅購読していない。ヤフーのニュース欄に目を通せば一応ことが足り、新聞は勤務先で必要に応じて読めばよいと言う。友人が経営する新聞販売店は店舗数を7店から1店

に縮小した。「もう子供に継がせる仕事ではないから」とこぼす。

しかしながら「新聞の時代は終焉を迎えつつある」と言い切るのはいささか早計だろう。手前味噌になるが、長期の読者にお話を伺うと、モノづくりを中心にあらゆる業種をフルラインでカバーした日刊工業新聞のような産業総合紙は、まだ、伸び代がある実感する。小さな記事から提携先をみつけたり、記事下の製品広告を顧客開拓の糸口にしたリ、社員研修のテキストに記事を用いたり、経営者の失敗談に癒されたりと、読者の数だけ「読み方」というか「使い方」があり、作り手のこちらが「なるほど」と感心させられる。

産業総合紙はインターネット媒体や専門紙にはない広角な視野がとれるのが魅力だ。加えて一般紙とは異なり、中小・零細企業や技術開発の独自ネタを多く掲載しているため、掘り出し物の情報に出会えるか

もしれない意外性が面白い。視界に入る業界や関心事だけウオッチしていたのでは、木を見て森を見ずになり、新たなビジネスのタネを見つげ出すのは難しい。他業種や異分野の情報にこそ事業連携や技術応用の「鉱脈」が見つかる時代だといってもいい。一方、ネット検索は関心事を掘り下げるには便利でも、読者の興味を最初から絞られているため、関心の外側にある情報は拾えない。しかも情報の信頼性では、記者やデスクのフィルターを通した確度の高い情報で構成される新聞にかなわぬ。

金型から铸造品をはがれやすくなる離型剤を製造販売する青木科学研究所（東京都）では、提携先を探すのに弊紙が一役買っている。ある企業が焼結合金の新製法を開発したという記事が青木久治社長が目にとまり、共同研究を持ちかけたところ、話ごとんとん拍子で進み、国の助成事業や大学との産学連携に発展した。「小さな記事の中にビジネスの糸口がみつかることが多い」と青木社長は読み方のコツを教えてくれた。

ワイヤー材から部品の接合に用いるリベットを冷間圧造する大和工業（埼玉県）では、記事下の新聞広告が顧客開拓の情報源になっている。千葉の企業が弊紙にバインダーの広告を載せていた。名児耶健治社長はバインダーの留め具にリベットが使われているのを知り、問い合わせたら成約につながった。「広告は取引のな

い企業にアクセスする良いきっかけになる。『御社の広告を拝見しましたが、何かお役にたてることはありませんか』と持ちかければ、先方は広告への反響がうれしいはずだし、話を聞いてくれる」と話す。

新聞社からみれば、こうした熟練ワザのような新聞活用法は、新聞に馴染みのない若者世代の読者化が難しいことの裏返しでもある。「情報源の少ない時代に育った我々のような団塊の世代にとって、新聞は生活必需品のようなのだが、子供たちの世代には縁遠い存在になっている」。お話を伺ったいずれの経営者も異口同音に読者の先細りを懸念しているのは、新聞人のひとりとして厳粛に受け止めなければならぬ。

新聞を電子化しても内容が紙の新聞の焼き直しでは、若者世代を振り向かせるのは難しい。これからの電子新聞は記者の私見や読者の反響など紙の新聞では掲載できないプラスαの情報をもふんだんに盛り込み、新聞の作り手と読者が本音をお互いにつけ合うことで、情報の「化学反応」を促す場にしなければならない。企業が報道発表した新素材の技術も、異分野の読者情報が「触媒」になり、当該企業が想定していないような応用分野がみつかるかもしれない。マス（大衆）向け情報媒体としてのマスメディアはますます影が薄くなるなかで、個々の読者が欲する「体験価値」を提供できるかどうかは新聞社の命脈がかかっている。



のだという考えです。

そのため他国では仕事の内容を文書化し、それを評価の材料に使っています。評価の材料に使うことは、業務教育のテーマ探しにも使えるということですが、もちろん、よい仕事の仕方をしていれば、賃金にも反映されてくるのは当然です。働き方の改革には、いろいろな方法がありますが、雇用を守り生産性も収入も上げるための「働き方」の改革なら、管理の軸を時間から仕事の出来映えに切り替えることが効果的です。それには、日本人の能動的な活動を活かした文書化であることは、必然です。

筆者紹介

玄間千映子(げんま・ちえこ)

(株)アルティスタ人材開発研究所代表。國學院大学卒。
米インマヌエル大学大学院卒業後、米スタンフォード大学ビジネススクール修了。財団法人日本船舶振興会(現日本財団)役員、国会議員各秘書を経て1994年に前身の(有)アルティスタを設立し代表に。2006年現社名に改組。日本経済大学大学院非常勤講師、(一社)水底質浄化技術協会監事などを兼任。著書に「ジヨブ・ディスクリプション一問一答」「リストラ無用の会社革命」など。

改革すべき「働き方」がわからない?

(株)アルティスタ人材開発研究所

代表 玄間 千映子

「働き方」の何を改革したらいいのかかわからない、という特集が某誌にありました。残業時間をとにかく短縮させましょうということもあるし、人から機械へと業務のIT化が励行されました。プレミアム・フライデーと称して、月末金曜の早帰りも展開されています。働きやすい職場環境を整えようということ、オフィス配置や社員食堂のメニューを変えたり、社内に休憩場所を作ったりと職場環境アップになりそうなことを、これでもかと思いを絞っているようです。

号のアゴラ (<http://agora-web.jp/archives/2031434.html>) の中で「勤務時間数で雇用を管理するから、残業が増え、過労死問題が出るのだ」と云っています。時間で雇用を管理してきた日本では、過労死問題を防ぐには残業時間を減らすための努力をすればいいと思ってきました。それには、勤務時間管理は厳しく行うことが必要だという方向がこれまでの流れでした。ですから池田氏の云っていることはこれまでとは真つ向逆のことを述べているように見えますが、云っているのは雇用管理の軸を仕事の内容ができたかどうかにか切り替えようということなのです。組織は仕事の出来映えを管理し、時間の管理は当人に任せればよい

早帰りを励行されても「仕事」とは社内ではなく、外部との接点にあるわけです。たとえば明日の会議の資料を作るといのは、社内のことです。残業削減の下では資料作りを止めてしまうことが受け入れられるように映ります。ところがその中の議題は、外部との関わりのあることが多いものを、「本日残業できないので、行いません」ということを、明るく許してくれる人は社内にも外部にもたぶんいないでしょう。早帰りしたところで「仕事」はそのまま残っているとなれば、困るのは翌日の自分です。そうであれば、仕事は持ち帰り、もぐり残業で片付けるという現象が生まれてしまうのは自然なことです。仕事の出来映えで管理するとすると、仕事全体のやり方を担当者は考えるようになります。明日の会議に間に合わせる書類は、本日に明日の会議に出すのが最適なのかを考えるとところから変わります。もちろん、組織の活動ですから、そういう活動は管理されることが必要です。



租税教室のご案内



法人会会員の方も租税教室の講師をしています



山梨県租税教育推進協議会では、租税教室の申込を随時受け付けております。

学校からの申込はもちろん、PTAや同窓会等が企画する学校行事での申込もできます。

租税教室の開催については、担当者までご連絡ください。講師は、法人会のほか、税理士や税務署職員など協議会に加盟している団体から派遣しております。

	小学校	中学校	高校
授業時間	45分	50分	50分～100分
授業内容	税金ってなんだろう 税金の使われ方	税金の種類と区分 日本の財政	税金の仕組み 日本の財政

クラスごと、学年ごと、PTAや同窓会等の学校行事、総合的な学習の時間など

開催日時や実施方法は学校側のご要望にお応えします。

⇒担当者(連絡先) **甲府税務署税務広報広聴官**(山梨県租税教育推進協議会事務局)

電話 055-254-6105 (内線 250・251)

山梨県租税教育推進協議会とは、

山梨県内の教育関係機関と税務当局(国税・地方税当局)及び法人会等の関係機関が協力し、児童・生徒等に対する租税教育の推進及び充実のための環境整備を行うことを目的に設立された任意の団体で、租税教室の開催(学校への講師派遣)、租税教育用副教材の作成・配布、税に関する作文の募集に関する支援などを行っています。

○会長：山梨県教育長 副会長：甲府税務署長

平成31年(2019年)10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率(8%)の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除きます。)をいい、一定の一体資産を含みます。

外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



※一定の一体資産は飲食料品に含まれます。

全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ(経費)がある課税事業者の方

仕入れ(経費)について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ



免税事業者



免税事業者からの仕入れについても、仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書等の保存が必要です。

課税事業者から区分記載請求書等の交付を求められることがあります。



課税事業者



帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）				
XX年	月	日	摘要	借方 (円)
11	30		△△商事様 11月分 日用品	10% 88,000
11	30		△△商事様 11月分 食料品	8% 43,200

《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		
機〇〇御中		△△商事様
平成XX年11月30日		
11月分 131,200円 (税込み)		
日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
...
合計		131,200円
10%対象		88,000
8%対象		43,200
※は軽減税率対象品目		

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【U R L】 <http://kzt-hojo.jp>

【専用ダイヤル】 0570-081-222 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
 1. 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
【専用ダイヤル】0570-030-456 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）
 2. 電話相談センター
最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。
税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



QRコードから
国税庁ホームページへ

国税庁ホームページの
下段のバナーをクリック

消費税軽減税率制度

山梨県からの **お知らせ**

5月は自動車税の納期です

自動車税は、毎年4月1日午前0時時点で、運輸支局に登録されている自動車の所有者（割賦販売の場合は使用者）に対して課税される県税です。5月上旬頃にお手元に届く納税通知書により、5月31日（木）までに納めてください。

また、自動車税は金融機関のほか、全国のコンビニエンスストアでも納付できます。

● **納期限** 平成30年5月31日（木）



● **納付できるところ**

- **金融機関**（銀行、信用金庫、信用組合、郵便局など）
- **コンビニエンスストア**（セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、サークルKなど）
- **MMK設置店**（オギノ、ウエルシア、ノジマ、NEWDAYSなど）
- **山梨県総合県税事務所**
- **山梨県自動車税センター**

※納付可能なコンビニチェーンの一覧は、納税通知書でご確認ください。

● **自動車税のグリーン化について**

平成29年度新車登録した燃費性能に優れ、かつ、排出ガスがわずかな環境負荷の小さい自動車は、自動車税が1年間軽減されます。逆に、新車新規登録から一定年数を経過した自動車は、税率を重くする特例措置が行われます。

● **軽減の対象となる自動車**

[新車新規登録年度が平成29年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）]

対象・要件			特例措置の内容
乗 用 車	電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド自動車 天然ガス自動車（平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合） クリーンディーゼル乗用車（平成21年排ガス規制適合又は平成30年排ガス規制適合）		概ね75% 軽減
	ガソリン車・LPG車 （ハイブリッド車を含む）	排ガス性能 平成17年排ガス規制75%低減 又は 平成30年排ガス規制50%低減	燃費性能 平成32年度燃費基準 +30%達成 概ね75% 軽減 平成32年度燃費基準 +10%達成 概ね50% 軽減

● **重課の対象となる自動車**

対 象 車 種	上乗せ率
平成17年3月31日以前に新車新規登録したガソリン車・LPG車	概ね15%
平成19年3月31日以前に新車新規登録したディーゼル車	
上記のうち、バス（一般乗合用を除く）及びトラック（被けん引車を除く）	概ね10%

※電気・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車は対象外

● **お問い合わせ先**

山梨県自動車税センター TEL：055－262－4662（代）

山梨県からの **お知らせ**

法人二税の電子申告を受け付けています

山梨県では、地方税電子申告システム（eLTAX:エルタックス）を利用した、インターネットによる法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の電子申告を受け付けています。

➔ **eLTAXの特徴**

- 事務所等からインターネットを利用した申告が可能
- 1回の操作で複数の都道府県への申告が可能
- 市販のeLTAX対応ソフトで、申告書が簡単に作成可能

※ 詳細についてはエルタックスホームページをご覧ください。 <http://www.eltax.jp/>



● **お問い合わせ先**

- ・ eLTAXサポートデスク……………TEL 0570 - 081459（全国一律市内通話料金）
 [IP電話やPHSなどをご利用の場合…TEL 03 - 5500 - 7010（通常通話料金）]
- ・ 山梨県税務課……………TEL 055 - 223 - 1387

個人住民税の特別徴収を完全実施しています

個人住民税の特別徴収とは、事業主の皆さまが国の所得税と同様に、従業員に支払う給与から毎月引き去り、従業員の居住している市町村に納入していただく制度です。

従業員の月々の給与から所得税の源泉徴収を行っている事業所は、地方税法及び各市町村の条例により、原則として、従業員の個人住民税も特別徴収しなければならないこととされています。

● **特別徴収の対象となる給与所得者**

給与所得者が前年中に給与の支払いを受けており、かつ、年度の初日（4月1日）において給与の支払いを受けている場合は、前年中の給与所得に係る税額を特別徴収の方法によって納めていただきます。アルバイト・パート等の従業員であっても、この要件に当てはまる場合は特別徴収の対象となります。事業主や従業員の意思で、特別徴収するかどうかを選択することはできません。

ただし、「毎月の給与が少なく税額が引けない」「給与の支払時期が不定期」など、特別徴収が著しく困難な理由がある場合に限り、給与支払報告書の提出時に「普通徴収への切替理由書」を添付するとともに、個人別明細書の適用欄に切替理由書の項目を記入することにより普通徴収による方法が認められます。（eLTAX 又は光ディスク等で提出される場合は「普通徴収への切替理由書」の添付を省略可）

● **納期の特例**

従業員が常時10人未満の事業所については、申請により年12回の納期を2回にまとめて納付することもできます。

● **お問い合わせ先**

- ・ 各市町村の税務担当窓口
- ・ 山梨県市町村課……………TEL 055 - 223 - 1426
- ・ 山梨県税務課……………TEL 055 - 223 - 1386
- ・ 山梨県総合県税事務所……………TEL 055 - 261 - 9111



よつびし総研10代目代表に就任して

―経緯と抱負―



四菱まちづくり総合研究室

代表 硯野瑞生



初めまして、今年の一月に四菱まちづくり総合研究室（以下「よつびし総研」）の代表に就任した硯野瑞生です。これから、私が「よつびし総研」に入った経緯、そして抱負をお話させていただきます。

昨年の春、私は故郷の石川県の金沢から遠く離れた、この甲府までやってきました。そもそも甲府どころか、山梨すら地名でしか知らず訪れたこともなかったのです、ワクワクしながら甲府に向かいました。到着して最初に感じたのは、自分を囲むように大きな山が存在しているという驚きでした。山に囲まれているという景色はとても雄大で、感動したことを覚えています。今に至るまで毎日この景色を見ているわけですが、全く飽きる気配がありません

ん。また、乗せていただいたタクシーの運転手さんなどの山が何とていいただき、景色も人もいいところだなと思いました。

大学に入学し、友達作りの一環として山梨県出身の学生に一つ質問をしました。「山梨もしくは甲府のいいところや面白いものを教えてください。思えばこれが、「よつびし総研」に所属した大きなきっかけだったと思います。全員ではないのですが何人かの学生は「特にない」とか「山梨には何にもないよ」という言葉が返されました。もちろんそう答えた学生さんも地元愛がないわけではないのですが、私はとても悲しくなりました。そして、逆に山梨、そして甲府にはこんなにもいいと

ころがあるんだよと教えた気持ちはありません。しかし、それをすればなりません。そこで大学のスタートアップセミナーでお世話になった、熊谷先生に誘われて、「よつびし総研」に入ることを決めました。

初めの頃はとりあえず慣れることに必死で、あまりまちづくりについて真剣に考えていませんでしたが、活動していくうちに甲府に住む様々な人と関わるのが楽しくなっていくきました。色々な方々に話を聞くとその分だけ甲府のいいところを発見することができました。いいところだけではなく、街が抱える問題点なども聞くことができます。不思議なことに問題点さえも「まちづくり」の魅力だと思えるのです。問題点を聞くことで、その対策を考える。そのために街が持つ「財産」をもう一度見直す機会となるのです。もちろん他の地域から来た私にとっては初めて見るものばかりです。また、私が初めて知ったことを山梨に住む友人に話したところ、「知らなかった」とか「こんなところあったんだ！」などうれしい反応をしてくれました。このように自分

も学びつつ、身近な人から甲府のいいところを伝えていければいいなと思いました。

ずっと住んでいたら、当たり前すぎて分からないことがあると思います。私が初めて甲府に来たときに感動した、街を囲むような山の景色、毎日のように見える富士山、家のすぐそばにある神社まで。近すぎて見えないものを県外から来た私は巨視的（マクロ）に見ることができると思います。また、ここに住んでいく上で微視的（ミクロ）にも見ることができると思います。ゆっくり見ることはまだ時間がある学生のうちにしかできないことだとも思います。まずは一つのことから取り組み、ちよつとずつやることを増やし、さらに「継続」していくことが重要になると思います。それは私が自身の地元に戻った時も続けることにしています。今のうちにできることを自分なりの速度で、周りの仲間や時には社会人の方々にも力をもらいつつ、頑張っていこうと思います。これからも、皆さまのご指導、ご支援、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

（山梨県立大学国際政策学部

総合政策学科二年）

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

「e-Tax」なら
国税に関する申告や
納税、申請・届出などの
手続きがインターネット
で行えます。

電子申告で効率UP!

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略

還付がスピーディー

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索

新入会員紹介 ご入会ありがとうございます。(平成30年1月～3月)

(順不同・敬称略)

正会員 法人名	所在地	支部名
イングリッシュプラス株式会社	中巨摩郡昭和町西条新田	昭和支部
有限会社アイエス企画	甲府市山宮町	千塚・羽黒・千代田支部
有限会社ムネカタ工業	南アルプス市浅原	若草支部
株式会社アクティブエム	南アルプス市荊沢	甲西支部
有限会社石井工務店	北杜市高根町村山北割	高根支部
有限会社アスワンフーズ・アンド・プランニング	北杜市高根町清里	高根支部
株式会社不動産マルシェ	南アルプス市小笠原	櫛形支部
株式会社 M. K. B. FAR EAST	甲府市青沼	甲府南支部
有限会社中野モーターサービス	甲府市下飯田	池田・新田支部
有限会社マルイチ中沢	甲府市中央	春日東支部
株式会社ルピナス	甲府市増坪町	山城支部
株式会社オフィスアーク	甲府市大津町	大里・大国支部
賛助会員 事業所名	所在地	支部名
魚幸 よこもり	甲府市大里町	大里・大国支部
篠原幸一	甲府市飯田	穴切支部
進藤早苗	韮崎市富士見ヶ丘	韮崎支部

研修会予定

●新設法人説明会

五月十一日 甲府法人会館
六月二十八日 甲府法人会館

●決算法人説明会

五月二十四日 山梨県流通会館
六月十五日 甲府市総合市民会館

●源泉部会講習会

(第一回) 六月二十一日 アピオ甲府
六月二十二日 東京エレクトロロン 韮崎文化ホール

【内容】初級講座「源泉所得税の概要」

上級講座「平成三十所得税関係の改正」
「誤りやすい事例」

(第二回) 八月二十二日 東京エレクトロロン 韮崎文化ホール

【内容】初級講座「給与の源泉徴収額の計算」

上級講座「給与の源泉徴収額の計算」
「賞与の源泉徴収額の計算」
「源泉所得税の納付の手続き」
「源泉所得税の納付の手続き」

上級講座「特殊な給与・現物給与の取り扱い」
「報酬・料金等の源泉徴収事務」

●山梨県法人会連合会主催のセミナー

●女子力パワーアップセミナー
(第一回) 七月十二日 甲府法人会館
(主な対象・新人・若手社員)

【内容】接遇向上研修

- ・接遇マンナーの必要性と基本
- ・差別化に必要な人的サービス
- ・ホスピタリティの重要性
- ・第一印象の重要性
- ・お客さまの満足度を高める具体的なスキル
- ・クレーム対応の心構えと基本事項
- ・グループディスカッション(異業種交流)

平成30年度会費のご案内

平成30年度(平成30年4月～平成31年3月)の会費を、下記のとおりご指定口座から引き落とし、またはお振り込みにて納入をお願いいたします



●口座振替をご利用の会員様

引落日
6月20日(水)

●お振り込みにて納入される会員様

7月初旬に振込用紙をお送りいたしますので、
8月31日(金)までにお振り込み下さい。

※年会費の納入についてのご照会につきましては、甲府法人会事務局へお問い合わせください。また、新たに口座振替をご希望される場合や、ご指定口座を変更される場合もご連絡ください。

連絡先：甲府法人会事務局 電話055-237-7774

発行所 公益社団法人 甲府法人会
広報委員長 長坂 茂
甲府市中央四丁目十二番二十一号
TEL 〇五五-一三三七-七七七四

印刷所 株式会社 峽南堂印刷所
発行日 平成三十年四月五日

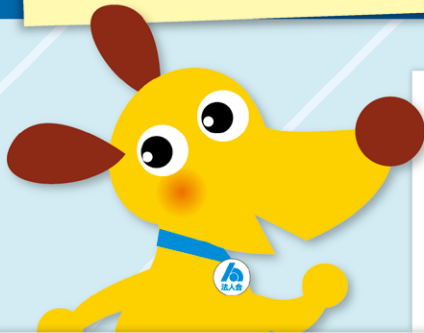
企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

自主点検チェックシートをご活用ください!

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検結果記入表
(3月31日点検分)

点検担当者： 法人 太郎

点検担当者記入欄		代表者記入欄
項目番号	点検結果	改善方針
18	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

○ 点検項目チェック表

Ⅱ 貸借関係
(資産科目)

科目等	点検項目	点検欄			
		9/30	3/31	/	/
現預金 小切手 受取手形	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	13 現金、小切手による高額又は予定外(緊急)の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	14 預金(通帳)と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	15 受取手形の現物と補助簿(受取手形記入帳)は定期的に照合されていますか。	○	○		
売掛金 未収金	16 補助簿(売掛一覧表)と得意先に対する請求残高は一致していますか。	○	○		
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	×		
	19 入金条件(決裁日、決裁手段)に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	○		

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先

公益社団法人 甲府法人会

電話番号 055-237-7774

URL <http://www.kofu-hojinkai.jp>